






令和 6 年 11 月 28 日  
午前・午後 11 時 30 分 受領

No. 1

令和 6 年 11 月 28 日

議長	事務局長	係		
				
愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿				
			愛南町議会議員 吉村 直城	
<h2>一 般 質 問 通 告 書</h2> <p>次のとおり通告します。</p>				
質 問 の 要 旨			答 弁 を 求 め る 者	
<p>1. 小山地区太陽光発電事業に係る不許可処分に関する、原因究明、再発防止策、それに伴う処分について</p> <p>就任初議会、全員協議会で、立場上とはいえ前任者の残処理「小山地区太陽光発電事業に係る不許可処分」について、「前町長から町に対し、和解金に充てる用途を明示した寄附の申し出があり、寄附を受領した結果、町が支払った和解金は相殺され、町としては実質的な損害がなくなった。」「今後はコンプライアンスを徹底し、再発防止を図る。」との報告はあった。しかし、原因究明、再発防止策それに伴う処分の報告はない。明確な答弁を求める。</p> <p>(1) 2017年2月、担当課長の口頭による「工事停止命令」について、その原因究明、再発防止策及び処分はどうなっているのか。</p> <p>(2) 4か月余りにわたり工事が停止したが、その命令を解く協定書について、前町長が動き、本人が謝罪した後、地区役員の立場で署名している。町はその協定書を私文書であることから関係ないと答弁しているが、その対応で問題はないのか。</p> <p>(3) 裁判所からの和解提案により和解が成立し、町は</p>			町長	

